6 認知症の人と家族を支える
～制度・事業～

認知症の介護は長期的になることも

認知症は進行性の病気で、長期的な支援が必要になることがあります。介護で疲弊したり、追い詰められたりしないためには、状態に合わせて必要な支援を受け、ひとりで抱え込まないようにしましょう。



介護する人の心身の健康も大切に考えよう

さまざまなサービスや支援を活用し、介護者が介護から離れて自分の時間を持つことは、長く介護を続ける上で大切なことです。



介護保険について知ろう

認知症などで介護や支援が必要になったときは、「介護保険」によるサービスが利用できます。施設への通い・宿泊、ホームヘルパーや介護職員などの訪問によって、食事や入浴といった日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。

介護保険サービス

●介護保険制度とは

介護保険は、本人や家族が抱える介護の不安や負担を社会全体で支え合う制度です。40歳以上の皆さんが加入者（被保険者）となって介護保険料を納め、介護が必要になったときに費用の一部を支払って、介護サービスを利用することができます。

介護保険のサービスを利用するには、まず申請をし、介護や支援が必要かどうかの認定（要介護・要支援認定）を受けることが必要です。

詳細は右2次元コードからアクセスし、「介護保険制度と高齢者のサービスのしおり」をご覧いただくかお問い合わせください。

介護保険課

☎042-523-2111（立川市代表）
・認定に関すること　内線1452
・保険料に関すること　内線1446
・給付に関すること　内線1457
・サービス事業者に関すること　内線1441

●介護予防・日常生活支援総合事業

高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、住民同士の活動や多様なサービスによる、介護予防と日常生活を支援する事業です。

詳細は市のホームページをご覧いただくかお問い合わせください。

高齢政策課介護予防推進係

☎042-523-2111
内線1472

権利擁護

●成年後見制度

成年後見制度は、高齢者の認知症や病気によって判断能力が不十分な方に成年後見人等を選任し、契約行為や財産管理において不利益がないように保護・支援する制度です。この利用について支援を行うとともに、申立てを行う親族等がいない方については「市長申立て」を行い、制度の利用をすすめます。

立川市社会福祉協議会 地域あんしんセンターたちかわ

☎042-529-8319
FAX 042-526-6081

各地域包括支援センター 福祉相談センター

P32参照

高齢政策課在宅支援係

☎042-523-2111
内線1479

成年後見制度

法定後見制度（本人の判断能力がすでに不十分）

- **後見**：本人の判断能力が欠けているのが通常の状態で、普段の買い物なども難しい
- **保佐**：本人の判断能力が著しく不十分で、大切な財産の管理などが難しい
- **補助**：本人の判断能力が不十分で、大切な財産の管理が不安

任意後見制度（本人がまだしっかりしている）

判断能力が十分なうちに、あらかじめ「誰」に「何」を頼むか決めることができる制度です。

本人・配偶者・四親等以内の親族などが家庭裁判所へ申立てを行います。



●日常生活自立支援事業

制度の手続きや金銭の管理が困難な方に対し、福祉サービスの利用や日常金銭管理のお手伝いを行い、住み慣れた地域で安心して生活できるように援助します。相談などは無料、利用契約締結後の生活支援員による援助については有料になります。

立川市社会福祉協議会 地域あんしんセンターたちかわ

☎042-529-8319
FAX 042-526-6081

●消費生活相談

商品やサービスなどの購入、契約のトラブルなど、専門の消費生活相談員が、公正な立場で、その問題解決や被害防止のためのアドバイスを無料で行っています。ひとりで悩まず、まず相談してください。

立川市消費生活センター

☎042-528-6810

見守り・生活支援サービス

●高齢者等配食サービス事業



安否確認を目的として、心身機能の低下により買物や調理、食事の支度が困難な高齢者世帯等に、配食サービスを行います。65歳以上の一人暮らしまたは高齢者のみの世帯及び同居家族が仕事等のため日中独居となる高齢者に対して、週1～7回（月～日曜日、ただし祝日と年末年始はお休み）までで、昼食か夕食のどちらかを選んでいただきます。
※費用はお弁当の種類によって異なります。

高齢政策課業務係
☎042-523-2111
内線1475

●高齢者救急通報システム事業

脳血管疾患、心疾患、呼吸器疾患等の慢性疾患により日常生活を営むうえで常時注意を要する状態にある、65歳以上の一人暮らしまたは高齢者のみの世帯及び同居家族が仕事等のため高齢者が日中独居となる世帯に対して、家庭内で病気等の緊急事態に陥ったとき、機器により速やかに通報できるシステムを取り付けます。
※自己負担は所得により異なります。

高齢政策課業務係
☎042-523-2111
内線1475

●高齢者おむつ給付助成事業

要介護認定を受けている方で、在宅で寝たきりの状態の方、これに準ずる状態である方、または認知症の症状があり介護が必要な方であって、おむつの使用を必要とする方に対して、紙おむつの給付（配達）を行います。自己負担額は費用の1割です。ただし、限度額5,000円を超えた分については、全額自己負担です。（ご利用には要件があります）

高齢政策課業務係
☎042-523-2111
内線1475

●在宅高齢者訪問理美容サービス事業



要介護認定を受けている方で、在宅で寝たきりの状態の方、または認知症の症状のある方で、一般の理美容サービスを利用する事が困難な方に対して、理美容業者が訪問してカットなどを行います。市は年間最大4回分の「移動・出張にかかる経費」を助成します。（ご利用には要件があります）
サービスを受ける際には、家族等の付き添いが必要です。「カットなどの料金」は実費でご負担ください。

高齢政策課業務係
☎042-523-2111
内線1475

認知機能低下による行方不明に備えましょう

認知症などにより、外出したまま自宅に帰れなくなる高齢者を、地域で見守るネットワークづくりを目指しています。立川市では、高齢者の早期発見や身元確認に役立つ位置情報を検索できる端末の貸し出しや見守りシールを交付する事業を行っています。また、事前の備えや実際に行方不明になった時の対応をまとめた「<立川市>認知機能低下に伴う行方不明に備えましょうマニュアル」を作成しています。



助成事業のご案内

詳細は2次元コードからアクセスいただくか、お問い合わせください。

事業の名称	事業内容	問い合わせ先
高齢者等位置情報確認サービス事業	認知症などで、外出したまま自宅に帰れなくなる恐れのある高齢者等を介護している家族に対して、位置情報を検索できる端末の貸し出しと毎月の利用料金を助成します。また、日常生活賠償保険を付帯し、万一の事故に備えることができます。（ご利用には要件があります）	高齢政策課業務係 ☎042-523-2111 内線1475
高齢者等見守りシール事業	認知症などで、ひとり歩きをしてしまうと自宅に戻ることができなくなる恐れがある高齢者等に見守りシールを交付します。（ご利用には要件があります）	

行方不明になってしまったら

どんなに対策を講じていても、行方不明になることはあり得ます。ご家族だけでなく支援者や近隣住民など周囲の方々の協力も得ながら、事前の備えを考えていきましょう。また、行方不明になった際には早期に警察や関係機関に連絡をし、情報共有することが大切です。

事前にできること
・落ち着く環境を工夫する
・生活リズムを確認する
・ご近所さんと協力の土台をつくっておく

行方不明と気づいたら
① → 警察へまずは110番
② → 関係機関（ケアマネジャー・地域包括支援センター・福祉相談センター等）や心当たりのある場所にも連絡をします



<立川市>認知機能低下に伴う行方不明に備えましょうマニュアルより抜粋
詳細は下記2次元コードからご覧ください。

ご本人を探すために下記の情報をまとめておくとスムーズです。
●名前●性別●生年月日●住所●連絡先●特徴（身長・体型・髪型）●服装●認知症の有無●名前や住所を言えるか●行方不明の状況や立ち寄りそうな場所●顔がわかる写真